

[事案 2024-155] 契約無効請求

・令和7年7月24日 和解成立

※本事案の申立人は、[事案 2024-156] の申立人の親である。

<事案の概要>

募集人の誤説明等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成24年12月に契約した組立型保険(契約①)を、令和元年11月に組立型保険(契約②)に転換したが、以下の理由により、契約①を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 契約①について、募集人から積立貯蓄型の保険と言われて契約の申込みをした。10年先にお金がかかる予定があり、募集人から、契約①には10年後に戻ってくるお金があると言われたので魅力のある商品であると思い、すぐる思いで加入した。
- (2) 契約②では、給付金の支払事由が減少していたが、募集人はその説明をしなかった。

<保険会社の主張>

募集人は、契約①の契約時、契約概要等を用いて保障内容等を説明しており、保障内容や保障額等が申立人の意向に沿ったものとなっていることを確認した上で申込手続を行っていることから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約締結時の状況等を把握するため、申立人および申立人子、ならびに募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下等の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 申立人らの事情聴取の結果によれば、契約①を契約するに際して、10年後に返金があると思っていたとする申立人らの陳述内容は一貫しており、契約①の契約時、少なくとも申立人は、10年後に何らかの返金がある保険を希望していたと言える。
- (2) 契約①の募集手続においては、募集人は申立人に1回しか面談しておらず、募集人の事情聴取の結果によれば、契約①の内容も、募集人が年齢的に標準的な保障内容のものを作って提案したということであり、募集時にそれを変更した記憶もなく、申立人の意向を十分に確認して契約①の保障内容を決めたということをやがうことはできなかつた。
- (3) 募集人の事情聴取の結果によれば、契約①は、10年後に支払われる祝金や満期保険金を付加することも可能であったということであるが、申立人および募集人の事情聴取の結果によっても、これらを付加するかどうかの話をしたこともやがうことはできなかつた。
- (4) 以上からすると、契約①の募集手続においては、保障内容を決めるにあたり、申立人の意向確認が十分に丁寧に行われていたかどうかには相当の疑問がある。